

## 体験入学について

館林市教育委員会学校教育課

「体験入学」とは、海外で生活し現地の学校等で学ぶ児童生徒が、長期休業日などを利用して一時的に帰国した場合に、正規の就学手続きをとらずに日本国内の公立小・中学校に短期間通学することをいいます。館林市において体験入学を希望する場合には、滞在先の住所地の学校区の学校長に「体験入学のお願い」を提出し、許可を得る必要があります。

※日本国内に住民登録手続きをされた場合には、憲法第26条により、日本の学校へ就学させる義務が発生しますので、正式な就学手続きを行っていただくことになります。

### 【手続きの流れ】

#### ①帰国

#### ②市役所2F 教育委員会学校教育課へお越しください。

「体験入学のお願い」の用紙をお渡し、受け入れ校の調整をいたします。

##### お持ちいただくもの

- ・お子さん及び保護者の本人確認ができる書類(パスポート、運転免許証等)
- ・滞在先の住所が確認できる書類  
(友人・親類等の家に滞在する場合は、友人・親類等の住民票や運転免許証の写し等)
- ・印鑑

#### ③受け入れ先の学校にお子さんと保護者とで一緒にお越しください。

学校より学校生活上の注意や用意するもの等について説明をいたします。

##### お持ちいただくもの

- ・「体験入学のお願い」(教育委員会で配布されたもの)

### 【留意事項】

- 夏休み・冬休み期間中の登校日は限られますのでご了承ください。
- 通学や学校生活での事故については、保護者の方が責任を負うこととなりますのでご了承ください。  
※ 日本スポーツ振興センター災害共済に加入契約することもできます。学校では、授業中・登下校中等に何かあったときのための保険として、加入をおすすめしています(掛金 370 円)。
- 教材費・給食費・教科書など学校生活で必要になるものは、すべて保護者の自己負担となります。
- 日本の教科書をお持ちの場合は、学校へお持ちください。お持ちでない場合は、受け入れ校とご相談ください。  
(海外子女教育振興財団に申請していただくと無償で配布されますが、配布される教科書と受け入れ先で使用する教科書の種類が違う場合もあります。

:海外子女教育振興財団 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6 階 TEL(03)4330-134)

問合せ先

館林市教育委員会学校教育課学事係

TEL 0276-72-4111(内 221)

E-MAIL gakkyo@city.tatebayashi.gunma.jp